

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、
安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』

本県では、条例に掲げる基本理念「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援」に基づき、県民の消費生活の安定と向上に向けて、消費者施策を推進してきました。

本計画では、これまでの取組を一層加速させるとともに、消費者教育の充実を図り、
『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、
安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』
をめざします。

2 基本的方向と施策目標

基本理念の実現に向けて、本計画の施策体系は、4つの基本的方向と10の
施策目標とし、施策を展開します。

I 消費者被害の防止と 救済	1 消費生活相談体制の充実強化
	2 高齢者等への支援
	3 事業者指導の強化
II 消費者の選択の機会と 安全・安心の確保	4 商品・サービス・食品の安全性の確保
	5 事業者の適正な情報提供と消費者の選択機会の確保
III 消費者教育の推進	6 様々な場における消費者教育の推進
	7 消費者教育推進のための人づくり
	8 消費生活と関連する他の教育との連携推進
IV 県民意見の反映と多様な 主体との連携・協働	9 消費者行政への県民意見の反映
	10 関係機関等との連携・協働

3 5年後の広島県の姿

本県が今後5年間で最も力を入れて実現すべき姿を描き、着実に施策を推進します。

県や隣接した市町のバックアップ体制が整備され、県内どこの消費生活相談窓口でも同様のサービスを受けることができます。また、窓口の役割が県民に理解され、相談しやすい身近な存在として認知度が向上しています。

安全・安心な消費生活を送れるよう、消費者被害を防止する様々な仕組みづくりが進められています。

関係機関等の連携体制が構築され、ライフステージに応じた消費者被害防止のための消費者教育が行われています。

4 重点的に取り組む項目

本計画で描く『5年後の広島県の姿』を実現するため、計画期間中に取り組む施策のうち、特に必要な取組を「重点的に取り組む項目」と位置付け、着実に推進します。

重点項目1 市町相談体制の充実に向けた支援

重点項目2 高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化

重点項目3 消費者被害防止に向けた消費者教育の推進